

さいたま市公告（調達）第 4 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 3 2 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

0 8 - 5 2 0 8 - 1

(2) 工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事

(3) 工事場所

さいたま市南区沼影 2 - 7 - 3 5 外

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和 1 1 年 1 2 月 7 日まで

(5) 工事概要

新築工事 延べ面積 3 5 , 1 8 8 . 6 8 m² R C 造一部 S 造 地上 5 階建て

(6) 予定価格

本工事は、入札参加希望者から見積りの提出を求める「見積活用方式（試行）」の対象工事である。妥当性が確認できた見積価格を参考に予定価格を作成し、令和 8 年 6 月 1 0 日（水）の午前 9 時から午後 4 時までの間にさいたま市ホームページに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/001/p128585.html>

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅰ型）」の対象案件である。

(10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は「さいたま市営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」を参照すること。

(11) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

(12) 本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。

(13) 本工事は、「情報共有システム活用」の対象案件である。

(14) 本工事は、「入札時 V E 方式」の試行対象工事である。詳細は「さいたま市入札時 V E 試行要綱」及び「（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事入札時 V E 説明書」を参照すること。

(15) 本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。

(16) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費

が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法

書面

イ その他

調査対象は、落札者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された2者又は3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年5月26日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

(5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

(6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から令和8年9月3日（木）までの期間において、同一入札に参加しようとする

る者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

- (8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について1,200点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 本公告日において、平成28年度以降に、1棟の延べ面積12,000㎡以上で、地上5階建て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積12,000㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について950点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

- (11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和7年さいたま市告示第486号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

- (12) 特定共同企業体の結成方法

ア 2者又は3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、2者による特定共同企業体の場合は30%以上、3者による特定共同企業体の場合は20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係 電話 048（829）1180

(3) 提出期間

令和8年4月23日（木）から令和8年5月26日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 提出部数

1部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年6月10日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年6月10日（水）から令和8年6月12日（金）（午前9時から午後5時まで）までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和8年6月17日（水）午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 見積活用方式（試行）について

積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を次のとおり提出すること。なお、見積活用方式（試行）の実施については、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式（試行）」運用マニュアル」及び「見積価格書及び根拠資料に関する依頼書」による。

(1) 本工事の見積価格書の提出を求める項目を除いた直接工事費

10,315,034,887円（税抜）

(2) 提出書類

「見積価格書及び根拠資料に関する依頼書」に記載のとおりとする。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

(4) 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

(5) 提出期間

令和8年4月23日（木）午前9時から令和8年5月26日（火）午後4時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(6) 採用見積価格等の交付場所

5(2)に同じ

(7) 採用見積価格等の交付日時

令和8年6月10日（水）午前9時から午後4時まで

8 入札時VE方式について

入札時VE方式については次のとおりである。なお、入札時VE方式の実施については、「さいたま市入札時VE試行要綱」及び「(仮称)さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事入札時VE説明書」による。

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出先

7(4)に同じ

(3) 提出期間

令和8年6月10日（水）午前9時から令和8年7月10日（金）午後4時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

9 VE提案採否結果の通知

VE提案採否結果は次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年8月10日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

VE提案が採用されない旨のVE提案採否結果の通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年8月10日（月）から令和8年8月20日（木）（午前9時から午後5時まで）までに5(2)に対し、書面で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和8年8月27日（木）午後5時までに書面により回答する。

10 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年9月3日（木）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

7(4)に同じ

1 1 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月4日（金）午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

1 2 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

1 3 入札保証金

免除する。

1 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

(7) 予定価格を超えた金額による入札

(8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

キ 他人の代理を兼ねた者がした入札

ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札

ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 5 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書

- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

- (3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1 6 支払条件

- (1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (3) 部分払

3か月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1 7 その他

- (1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年5月26日(火)まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

- (7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

- (8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

18 担当課

- (1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1180 FAX 048 (829) 1986

- (2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局営繕部教育施設建築課

電話 048 (829) 1528 FAX 048 (829) 1982

19 Summary

- (1) Contract for tender:

Construction of a new municipal compulsory education school near Musashi-Urawa Station, Saitama City (temporary title)

- (2) Date and time of tender:

September 1, 2026, 9:00 a.m. to September 3, 2026, 5:00 p.m.

- (3) Date and time of bid opening:

September 4, 2026, 1:30 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1180